二　改正令附則第六条第三項に規定する事業年度開始の日及び終了の日
三　改正令附則第六条第三項の規定の適用に係る同項に規定する経過適格合併に係る被合併法人（同項に規定する計算される金額に係る被合併法人に限る。）及び合併法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
四　前号の経過適格合併の日
五　第三号の被合併法人及び合併法人が第一号の経過連結親法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。）を有することとなった日
六　その他参考となるべき事項

2　改正令第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第百十九条の三第六項の内国法人が同項の他の通算法人の株式又は出資につき同項の規定の適用を受けようとする場合において、次に掲げる場合に該当するときにおける同項に規定する財務省令で定める書類は、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条第一項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
一　改正令附則第六条第三項の規定により当該他の通算法人を合併法人とする新令第百十九条の三第七項第五号に規定する通算内適格合併に係る同項第六号に規定する被合併法人調整勘定対応金額とみなされる金額がある場合　当該金額の計算の基礎となる事項に関する新規則第二十七条第一項第一号イからハまでに掲げる書類に準ずる書類
二　改正令附則第六条第四項の規定の適用を受ける場合　同項に規定する経過連結子法人等が同項に規定する連結完全支配関係発生日において有する同項に規定する営業権の当該連結完全支配関係発生日における価額を記載した書類及び新規則第二十七条第一項第一号ハ⑵又は⑶に掲げる書類に準ずる書類で当該価額を明らかにするもの

○財務省令第十五号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の三第一項の規定に基づき、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び第七項から第九項まで」を「、第六項及び第七項」に改め、同条第五項中「、磁気テープ」を削る。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

○財務省令第十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第三項及び第五項各号の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第七項第一号中「当該信託の信託財産」の下に「に属する財産」を加え、「その」を「当該財産のうちこれらの規定により評価することが困難であるものについては、当該財産の見積価額。以下この号において同じ。）の合計額（その」に、「場合は」を「場合には」に、「をそれぞれ」を「に属する財産を」に改め、「（当該信託又は当該従前信託についてこれらの信託財産を法第二十二条から第二十五条までの規定により評価することを困難とする事情が存する場合を除く。）」を削り、同条第十項第二号中「第四条第五項」を「第四条第四項」に改め、同条第十二項中「、磁気テープ」を削る。

附則第七項第三号中「若しくは第四項（無申告加算税」を「、第四項若しくは第五項（無申告加算税」に改める。

第九号書式備考三中「は、信託財産」の次に「に属する財産」を、「評価した価額」の次に「（当該財産のうちこれらの規定により評価することが困難であるものについては、当該財産の見積価額。五7において同じ。）の合計額」を加え、同号書式備考三ただし書を削り、同号書式備考五7中「、当該信託の信託財産」の次に「に属する財産」を加え、「従前信託の信託財産を相続税法第22条から第25条まで」を「従前信託の信託財産に属する財産をこれら」に改め、「、又は当該信託の信託財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価することを困難とする事情が存すること」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三十条第七項第一号の改正規定、同条第十項第二号の改正規定及び第九号書式の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　令和五年一月一日
二　附則第七項第三号の改正規定　令和六年一月一日

（調書の提出を要しない事由に関する経過措置）

第二条　改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十条第七項第一号の規定は、令和五年一月一日以後に相続税法第五十九条第三項各号に掲げる事由が生ずる場合について適用し、同日前に当該事由が生じた場合については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第三条　新規則第九号書式は、令和五年一月一日以後に相続税法第五十九条第三項各号に掲げる事由が生ずることにより提出する調書について適用し、同日前に当該事由が生じたことにより提出する調書については、なお従前の例による。

2　新規則第九号書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則第九号書式に定める調書をもってこれに代えることができる。

○財務省令第十七号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）及び沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）の施行に伴い、並びに登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条の二第一項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項、第二十四条の六第一項及び第二項、第二十五条、第二十八条第一項及び第三項並びに別表第一第百三十八号⒄並びに登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）第三十条の二第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第十四条中「昭和四十二年政令第百四十六号」の下に「。以下「令」という。」を加える。

第十六条の二中「登録免許税法施行令」を「令」に改める。

第二十条中「第三十七条」を「第三十四条」に、「第三十三条第一項」を「第三十条第一項」に改める。